

みなトク PAY 利用規約

みなトク PAY 利用規約（以下「本規約」といいます。）は、港区商店街振興組合連合会（以下「区振連」といいます。）が運営するアプリケーション（以下「本アプリ」といい、第 1 条で定義します。）上で、区振連が提供する本決済サービス（第 1 条で定義します。）の利用に関して遵守すべき事項を定めるものです。利用者（第 1 条で定義します。）は、本規約に同意の上、本決済サービスを利用するものとします。

第 1 条（定義）

1. 「みなトク Pay」とは、区振連が発行する「みなトクマネー」及び「みなトクポイント」並びに各種商品券の総称のことをいいます。
2. 「本アプリ」とは、利用者がスマートフォン等の通信端末にダウンロードし、区振連所定の方法により本決済サービスを利用することができるソフトウェアのことをいいます。
3. 「本サービス」とは本アプリから提供を行うサービス全てをいいます。
4. 「本サイト」とは、本サービスの提供のために、区振連が開設する Web サイトまたは本アプリの画面です。
5. 「本決済サービス」とは、一次元または二次元バーコード等（以下「コード」といいます。）を利用、その他本アプリを介し、利用者と加盟店との間の決済取引を行うことができるサービスのうち「みなトク PAY マネー」「みなトク PAY ポイント」「みなトク PAY プレミアム電子商品券」の名称が付されたものをいいます。
6. 「みなトク PAY マネー残高」とは、区振連が本決済サービスのために発行する電子マネー（第三者型の前払式支払手段）をいいます。
7. 「みなトク PAY ポイント」とは、本規約に基づき区振連が発行する電磁的方法により記録されるポイントです。
8. 「加盟店」とは、区振連と本決済サービスの取扱いに関する契約を締結し、利用者が本決済サービスを利用することができる事業者をいいます。
9. 「利用契約」とは、本規約に基づき、利用者と区振連との間に成立する契約です。
10. 「利用者」とは、本決済サービスを利用し、または利用しようとする個人をいいます。
11. 「利用者端末」とは、利用者の保有するスマートフォン等の通信端末であって、本アプリがダウンロードされ、本決済サービスに利用されるものをいいます。
12. 「商品等」とは、利用者が加盟店から販売または提供を受ける物品、サービス、権利等のうち、本決済サービスによる決済が認められたものをいいます。
13. 「商品代金等」とは、利用者と加盟店との間の商品等に係る取引の代金（消費税、送料等も含みます。）をいいます。
14. 「ID」とは、本サービスにおいて、利用者等を識別するための符号で、利用者自身が登録したものの他、利用者端末等に割り当てられた符号を含みます。
15. 「認証情報」とは、利用者のパスワード、電話番号や生年月日等その他本決済サービスを利用する際に本人確認に使用される情報のことをいいます。
16. 「登録カード等」とは本決済サービスで利用可能なクレジットカード等をいいます。
17. 「クーポン」とは、区振連または区振連が指定する者が、利用者に対して、本アプリを介して提供す

る商品代金等の全部または一部の支払いに利用または商品等と引き換えすることができる電磁的方法により記録される電子券をいいます。

18. 「クーポンサービス」とは、第 11 条の定めに従い本アプリ上でクーポンを取得、利用することができるサービスをいいます。

第 2 条（登録方法、規約への同意）

1. 本サービスの利用を希望する場合、利用者は、本アプリを利用者端末にダウンロードし、本規約の内容を承諾の上、区振連所定の方法により、区振連に利用を申し込みます。
2. 利用者が前項の申込を行い、区振連が申込を承諾の上、本サービスを利用するための登録が完了した時点で、利用者と区振連との間に、利用契約が成立するものとします。
3. 区振連は、第 1 項に基づく申込について、本サービスの運営に支障があると判断した場合、申込を承諾しないことがあります。
4. 利用者が未成年者である場合は、親権者等の法定代理人の同意を得たうえで本サービスを利用してください。
5. 本アプリの利用登録に年齢制限はありませんが、一部のサービス（マイナンバーカード（個人番号カード）を利用した本人確認等）においては年齢制限がある場合があります。
6. 一部のサービスの利用にあたっては、マイナンバーカード（個人番号カード）を利用した本人確認が必要となります。なお、マイナンバーカードを利用した本人確認を行った利用者は、マイナンバーカードに記録されている利用者証明書用電子証明書の使用と券面情報（氏名、住所、性別、生年月日の基本 4 情報）の提供に同意したものとします。
7. 本決済サービスは、本アプリ上で登録カード等の区振連所定の方法による認証を行い、区振連が本決済サービスの利用を認めた場合に限り、利用できるものとします。なお、本決済サービス以外で利用可能な登録カード等であっても、区振連の基準を満たさないカードに関しては、登録できない場合があります。
8. 登録された登録カード等を区振連の判断で本アプリから解除する場合があります。その場合、利用者は、再度区振連の指定する方法により登録カード等を登録するものとします。
9. 利用者がログインの際に利用者自身で登録した認証情報と一致する情報を入力した場合には、区振連は、当該ログイン状態下での本サービスの利用を、利用者自身の利用であるとみなします。
10. 利用者は、本人認証に関する情報および登録カード等に関する情報を、善良なる管理者の注意をもって適切に管理するものとします。
11. 利用者は、申込内容または申込後の登録情報（利用者が本アプリの利用のために登録した情報をいい、以下同様とします。）に変更がある場合、区振連所定の方法に従って、事前に変更手続を行うものとします。
12. 利用者は、ID を第三者に貸与することはできません。利用者は、ID、パスワードを自らの責任で、第三者に知られないよう管理し、ID およびパスワードの盗用を防止する措置を行うものとします。
13. 利用者は、本サービスを第三者に利用されないよう、利用者端末にパスワードを設定するなど、利用者端末を責任もって適切に管理するものとします。

第 3 条（個人情報の取り扱い）

区振連は、利用者の個人情報を、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令および区振連のプライ

ポリシーに従って、厳重に管理します。利用者は、区振連が本サービスを提供する目的で個人情報および登録情報を利用すること、並びに本サービスの利用にあたって個人情報を提供するか否かは利用者の任意ですが一定の個人情報を提供いただけない場合には利用できないサービスがあることを承諾します。

第4条（認証情報の管理等）

1. 利用者は、認証情報を、善良なる管理者の注意をもって適切に管理するものとします。
2. 利用者を特定する区振連のウェブサイトまたはアプリケーション上で公表している認証方法（アカウントとパスワードの組み合わせや携帯電話事業者から送信される携帯電話番号ごとに一意に付与される符号の、登録情報との一致確認による本人認証を含みますが、これらに限りません）によりログインされた場合には、区振連は、本アプリに正常な認証方法により当該ログインしている状態下での本決済サービスの利用を、利用者自身の利用であるとみなします。

第5条（本決済サービスの利用方法、利用条件）

1. 利用者は、本アプリを起動の上、以下のいずれかの区振連が指定する方法で本決済サービスを利用するものとします。
 - ① 実店舗取引を行う場合に、本アプリ上に表示されるコードを加盟店の担当者に提示し、当該加盟店の担当者が当該コードを加盟店アプリにて読み取り決済する方法（CPM方式）
 - ② 実店舗取引を行う場合に、加盟店にて表示されるコードを、利用者が本アプリにて読み取ったうえで決済金額を入力し、決済する方法（MPM方式）
 - ③ オンライン取引を行う場合に、本アプリを使用して決済する方法
2. 区振連は、本決済サービスについて、以下の利用制限を定めることができるものとします。
 - ① 利用者の本決済サービス利用1回あたりの利用限度額
 - ② 利用者の1日における1加盟店あたりの累計利用限度額
 - ③ 利用者の1日における本決済サービスの累計利用限度額
 - ④ その他区振連が任意に設定する利用制限
3. 本決済サービスに係る商品代金等の支払方法は1回払いとします。
4. 利用者は、本決済サービスによる決済完了後、速やかに本アプリに表示される利用金額等を確認するものとし、利用金額等に齟齬がある場合、速やかにその旨を加盟店に申し出るものとします。
5. 本決済サービスにより購入した商品の返品を希望する場合は、当該加盟店から現金等による返金を受けてはならないものとします。
6. 本決済サービスを利用する場合、利用者が購入等を希望する商品等の代金が、当該利用者が保有する残高の範囲内である場合に限り、本決済サービスが成立するものとします。この場合、区振連は、商品等の代金に相当する金額を利用者の残高から減算します。当該減算処理が完了したとき、利用者の加盟店に対する商品等に係る債務は消滅するものとします。

第6条（みなトクPAYマネー残高有効期限と失効）

1. みなトクPAYマネー残高は、区振連の定める所定の期間の経過をもって失効するものとします。みなトクPAYマネー残高が失効した後は、当該みなトクPAYマネー残高を利用することができません。

2. 有効期限はみなトク PAY マネー残高の最終残高変動日から起算し、所定の期間は「資金決済法に基づく情報提供」に定めるものとします。

第7条（みなトク PAY マネー残高のチャージ）

1. 利用者は、本アプリにおいて区振連所定の手続きを行うことにより、みなトク PAY マネー残高をチャージすることができます。
2. チャージしたみなトク PAY マネー残高は本アプリに記録されます。
3. みなトク PAY マネー残高の購入単位、1日に購入できる上限数、本アプリにて保有できる上限数等については、区振連が別途定めることができるものとします。
4. 利用者は、みなトク PAY マネー残高チャージ後は、原則取り消すことはできません。
5. みなトク PAY マネー残高は、法令に定める場合を除き、原則払い戻すことはできません。
6. 前項の定めにかかわらず、利用者は、法令に定める場合において区振連所定の方法により、みなトク PAY マネー残高の未使用残高を上限に返金を受けることができます。

第8条（みなトク PAY マネー残高の譲渡）

1. みなトク PAY マネー残高は、他の利用者に対して譲渡することができます。ただし、1度に譲渡することができるみなトク PAY マネー残高は、「資金決済法に基づく情報提供」に記載の数量を上限とします。
2. みなトク PAY マネー残高の譲渡があった場合は、譲渡人の本アプリから譲渡されたみなトク PAY マネー残高が減少して記録されます。
3. みなトク PAY マネー残高の譲渡が完了した後は、譲渡を取り消すことはできません。
4. みなトク PAY マネー残高の譲渡があった場合は、譲受人は、当該譲渡されたみなトク PAY マネー残高相当額のみなトク PAY マネー残高の利用権を譲受人の権利として取得するものとします。区振連は、当該みなトク PAY マネー残高について譲受人の本アプリに残高として追加して記録します。
5. 区振連は、みなトク PAY マネー残高の譲渡人と譲受人との間の取引その他の法律関係について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとします。万一、みなトク PAY マネー残高の譲渡の後に、当該譲渡の原因となった反対債務の不履行若しくは不完全、譲受人の不法行為若しくは違法行為またはその他の問題(以下「問題等」といいます。)が生じた場合であっても、区振連は、法令等に基づく義務を負う場合を除き、みなトク PAY マネー残高の返還等を行う義務を負わず、譲渡人と譲受人との間で解決するものとします。また、当該問題等に区振連が対応したことにより区振連に損害が生じた場合は、当該譲渡人および譲受人は、当該損害を賠償するものとします。

第9条（みなトク PAY プレミアム電子商品券の利用方法、利用条件）

1. 区振連を発行者とし、みなトク PAY プレミアム電子商品券（以下「電子商品券」といいます。）の販売を行うものとします。
2. 電子商品券の利用には本規約に加え、「みなトク PAY プレミアム電子商品券利用規約」の同意が必要となり、あわせて適用されます。「みなトク PAY プレミアム電子商品券利用規約」は本アプリまたは港区商店街連合会のホームページで確認できます。
3. 電子商品券の利用には区振連が定める認証を行い、区振連が利用を認めた場合のみ利用が可能です。

第 10 条（みなトク PAY ポイントの利用方法、利用条件）

1. 利用者は、次のいずれかの方法により、みなトク PAY ポイントを取得することができます。

(1) 対象取引等に伴う付与

対象取引等の際に利用者端末または ID を加盟店に提示した場合、対象取引等の取引総額の 20% を上限としてポイント（付与割合は、加盟店が実施するキャンペーン等により変動することがあります。）付与されます。なお、事後的なみなトク PAY ポイントの付与はできません。

(2) イベント等に関する付与

加盟店への来店、特定のイベントへの参加等、利用者による特定の行為に伴ってみなトク PAY ポイントが付与されることがあります。

(3) その他

前各号の他、加盟店および区振連が別途定める基準によりみなトク PAY ポイントが付与されることがあります。

2. 利用者は、次のいずれかの方法により、取得したみなトク PAY ポイントを利用することができます。ただし、みなトク PAY ポイントは、一部の商品等の購入には利用できない場合があります。

(1) 加盟店において、1 ポイントあたり 1 円相当の割合で、対象取引等における支払に代えて、付与されたみなトク PAY ポイントを利用する。

(2) その他、区振連が別途定める方法により利用する。

3. みなトク PAY ポイントが付与された対象取引等について、商品不良、サービスの不具合により、利用者に代金が返金される等、対象取引等が正常に完了しなかった場合、または、利用者が不正な手段によりみなトク PAY ポイントを取得した疑いがある場合、その他不適切なポイント付与が行われたと区振連が判断した場合はみなトク PAY ポイントの付与が取り消される場合があります。

4. 対象取引等の範囲、第 1 項第 2 号のみなトク PAY ポイント付与の具体的な条件、対象取引等自体の条件は、加盟店および区振連が別途定めます。

5. みなトク PAY ポイントの有効期限は、区振連の定める所定の期間となります。有効期限は本アプリ上に表示されます。

6. みなトク PAY ポイントは、他の利用者に譲渡することはできません。

7. 利用契約が終了した場合、利用者は、みなトク PAY ポイントを利用することはできません。みなトク PAY サービスの利用終了、その他いかなる理由によっても、付与されたみなトク PAY ポイントを換金することはできません。

第 11 条（クーポンサービスの利用方法、利用条件）

1. 利用者は、区振連が定める方法により、利用者に対して配布されたクーポンを利用する場合には、配布されたクーポンが利用可能な店舗でのお会計時に本アプリにてクーポンを事前選択の上、申し込むことが必要となります。

2. 当アプリで提供するクーポンに利用上の制約や注意事項等が記載されている場合は、当該制約・記載事項の範囲においてクーポンを使用することができます。

3. 利用者は、各クーポンの記載事項に同意できない場合、各クーポンを利用することはできないものとします。

4. 区振連は、クーポンの失効、紛失等について一切の責任を負わないものとします。

5. クーポンの行使は、クーポンを取得した利用者本人のみに限るものとし、クーポンの譲渡、貸与その他手段の如何を問わずクーポンを第三者に行使させることはできないものとします。
6. クーポンの配布は当該クーポンの対象商品の在庫確保を保証するものではなく、クーポンの有効期間内であっても品切れしている場合があります。

第12条（本決済サービスの変更・停止・終了）

1. 区振連は、以下の事由に該当する場合には、利用者に事前に通知することなく本決済サービスの全部または一部を変更、停止または終了することができるものとします。
 - ① 本アプリ、サーバー、通信回線、その他の設備の故障、障害の発生またはその他の理由により本決済サービスの提供ができなくなった場合
 - ② システム（サーバー、通信回線や電源、それらを収容する建築物などを含む）の保守、点検、修理、変更を定期的にまたは緊急に行う場合
 - ③ 火災、停電等により本決済サービスの提供ができなくなった場合
 - ④ 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本決済サービスの提供ができなくなった場合
 - ⑤ 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議、感染症等の拡大等その他不可抗力により本決済サービスの提供ができなくなった場合
 - ⑥ 法令またはこれに基づく措置により本決済サービスの提供ができなくなった場合
 - ⑦ その他、運用上または技術上区振連が本決済サービスを変更、停止または終了する必要があると判断した場合
2. 前項の場合、区振連は、本アプリまたは港区商店街連合会ホームページへの掲示その他区振連が適当と判断する方法により、本決済サービスを変更、停止または終了させることについて一定の予告期間を設けて告知を行うものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでなく、区振連は事前の告知を行うことなく本決済サービスの全部または一部を変更、停止または終了することができるものとします。なお、区振連は、本決済サービスの変更、停止または終了により利用者に損害が発生した場合においても区振連に故意または重過失がある場合を除き、一切責任を負わないものとします。

第13条（盗難・紛失）

1. 利用者は、認証情報および利用者スマートフォンの盗難、紛失その他不正に利用される可能性が生じた場合には、直ちに、利用者スマートフォンをロックするなどの必要な措置を講じ、かつ別途定める資金決済法に基づく情報提供に記載する問い合わせ先にその旨を連絡し、本アプリの利用停止手続を行うものとします。利用者がこれらの手続を怠ったことに起因する利用者の損害に関しては、区振連は責任を負いません。
2. 前項の手続を怠ったことにより、第三者に本決済サービスを使用された場合には、区振連の故意または重過失による場合を除き、当該使用に起因して生じる一切の支払債務については、利用者が全ての責を負うものとします。
3. 区振連は、以下のいずれにも該当しない場合、補償を行います。
 - ① 利用者の故意または重過失に起因する場合
 - ② 利用者の家族、同居人、留守番その他利用者の委託を受けて身の回りの世話をする者など、利用者の関係者が自ら行った、または加担した不正利用に起因する場合

- ③ 利用者が本規約その他本決済サービスを利用するにあたり適用される規約等に違反した場合
 - ④ 紛失、盗難その他不正利用にかかる利用者の申し出が虚偽の場合
 - ⑤ 利用者スマートフォンの利用・管理について、管理不十分、利用上の過誤その他の帰責性がある場合
 - ⑥ 不正利用に関して利用者が不当な利益を得ているもしくは不正利用に協力またはその疑いがある場合
 - ⑦ 利用者が区振連の請求する書類を提出しなかった場合、または提出した書類に不実の表示をした場合、次項に定める必要な手続を怠った場合、あるいは被害調査の協力をしない場合
 - ⑧ 戦争、地震など著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難が生じた場合
 - ⑨ その他、区振連が不適當と判断する場合
4. 利用者は、本決済サービスに登録した指定カードが不正に利用されるまたは利用された可能性が生じた場合には、指定カード利用規約に基づき、指定カード発行者に速やかに連絡し、必要な手続きを行うものとします。
5. みなトク PAY マネー残高が不正に利用された場合の補償内容は、以下に規定する通りとします。
- ① 区振連は、利用者がみなトク PAY マネー残高の不正利用によって直接被った損害を補償するものとします。
 - ② 区振連は、本件不正利用された金額から、区振連以外の第三者から補償された金額を差し引いた金額を補償します。
 - ③ 補償を行った場合、利用者は、不正利用に関する権利の一切を区振連に譲渡するものとします。
6. みなトク PAY マネー残高が不正に利用された場合の補償に対するご相談は、別途資金決済法に基づく情報提供に定める問い合わせまで先お願い致します。
7. 不正取引の公表基準
- 区振連は、上記の不正使用が発生した場合について、不正使用の内容を踏まえ、被害の拡大を防止するために必要があると判断したとき、同様の事案の発生を防止するために有効であると判断したとき、また、被害額や件数等の事情において社会的な影響が大きいと認められるときは、速やかに必要な情報を公表いたします。

第 14 条（利用停止等）

1. 区振連は、利用者が次の各号のいずれかの事由に該当した場合または区振連が該当するおそれがあると判断した場合は、利用者による本決済サービスの全部または一部の利用を停止すること、または利用者の本決済サービスの利用資格を喪失させることができるものとします。利用者が利用資格を喪失した場合、利用者のアカウントに記録されたみなトク PAY マネー残高は利用できなくなり、第 13 号に該当する場合を除き、払戻しも行われません。また、利用履歴、その他情報は閲覧できなくなります。
- ① 利用者が本決済サービスの利用に際して虚偽の申告または登録をした場合
 - ② 利用者が本アプリを正当な理由なくアンインストールした場合
 - ③ 利用者が利用者スマートフォンを正当に所持していない場合
 - ④ 利用者が本決済サービスの利用に関して不正な行為をした場合
 - ⑤ 本決済サービスの登録を行った本人以外による利用の疑いがあるなど、本決済サービスの不正利用が行われた場合

- ⑥ 本決済サービスに本人以外のクレジットカード、銀行口座を登録した場合
- ⑦ 差押・破産・民事再生手続・取引停止処分があった場合等利用者の信用状態が著しく悪化した場合
- ⑧ 利用者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロもしくは特殊知能暴力集団等、またはこれらの共生者、その他これらに準ずる者である場合
- ⑨ 利用者が自らまたは第三者をして、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いる行為、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて区振連の信用を棄損し、または区振連の業務を妨害する行為をした場合
- ⑩ 利用者が本規約その他本決済サービスを利用するにあたり適用される規約等に違反した場合
- ⑪ 利用者が法令、公序良俗に違反する場合
- ⑫ 本決済サービスを、マネーロンダリング、換金目的で利用する行為
- ⑬ 利用者がお亡くなりになられた場合
- ⑭ 特典を不正に得る目的で同一の利用者が二つ以上のアカウントを利用した場合
- ⑮ 前各号の他、区振連が本決済サービスの利用者として相応しくないと判断される場合

第15条（費用負担）

1. 利用者は、次の費用を負担するものとします。
 - (1) 本サイトへアクセスするための機器・ソフトウェア等、利用者端末の取得・利用に関する費用
 - (2) 区振連が提供するサービスまたは提携サービス等のうち、有料のサービス等の利用料金
 - (3) 本サービスおよび提携サービス等を利用するための通信費、交通費、その他の実費
 - (4) その他、本サービスを利用するための費用
2. 提携サービス等の利用料金の要否・金額、支払条件、その他の利用条件等については、各提携サービス提供者が定めます。

第16条（知的財産権等）

1. 本決済サービスにて提供されるコンテンツに関わる知的財産権その他一切の権利は、区振連または当該権利を有する第三者に帰属し、法律によって保護されています。利用者は、本決済サービスのコンテンツに関して、一切の権利を取得することはありません。利用者は、これらの権利を侵害する一切の行為をしてはなりません。
2. 区振連は、利用者が本決済サービスに届け出た情報などのデータについて、バックアップを行う義務を負っていません。利用者は、当該データのバックアップが必要な場合には、自己の費用と責任でこれを行うものとします。

第17条（免責事項）

1. 区振連は、本決済サービスについて、瑕疵、エラー等がないことは保証していません。
2. 区振連は、利用者が本決済サービスを利用したこと、利用できなかったことまたは利用者による情報の誤入力により利用者に損害が発生した場合においても、区振連に故意または重過失がある場合を除き、一切責任を負わないものとします。
3. 不正利用により行われたチャージ等、本アプリ内における本決済サービス以外に起因する事故およ

び損害の発生等については、区振連に故意または重過失がある場合を除き、区振連は一切責任を負わないものとします。

第 18 条（届出事項の変更等）

1. 利用者は、第 2 条に基づき本決済サービスにおいて登録した情報に変更が生じた場合は、遅滞なく変更内容を登録し直すものとします。
2. 前項の登録を怠ったために区振連からの通知、送付書類その他の物が延着または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に利用者に到着したものとみなします。

第 19 条（退会）

1. 利用者が本サービスの退会を希望される場合は、区振連が定める所定の方法にて区振連に届けていただくことで退会できます。この場合、以下項目に対する利用者の権利・情報は無効となります。
 - (1) みなトク PAY マネー残高の失効
 - (2) 本アプリにて発行を行ったみなトク PAY ポイント
 - (3) 本アプリで取得を行ったクーポン
 - (4) 本アプリにて行ったみなトク PAY マネーの利用履歴を含むアプリの利用に関する履歴

第 20 条（利用者の通知）

1. 区振連から利用者に通知をする際は、本規約に別途の定めがある場合を除き、区振連に登録された電話番号への SMS または電子メールアドレスへ電子メールの送付、その他区振連が適当と認めるその他の方法によって通知いたします。
2. 通知を SMS や電子メールにて行う場合、区振連は利用者が登録した電話番号や電子メールアドレスを管理するサーバーに通知を発信した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
3. 利用者は、区振連が、登録された電話番号や電子メールアドレスを、利用者に対する通知や情報提供に利用することについて承諾します。但し、利用者は、所定の届出をすることにより業務上必要な通知を除く通知、情報提供の中止を依頼することができるものとします。
4. 区振連が登録された電話番号や電子メールアドレスに対して通知や情報提供を行ったことにより、利用者または第三者に対して損害または不利益が生じた場合にも区振連は一切の責任を負わないものとします。

第 21 条（本規約の変更）

1. 区振連は、次のいずれかに該当する場合には、利用者の事前の承諾なく本規約の内容を変更することができます。
 - ① 変更の内容が利用者の一般の利益に適合するとき。
 - ② 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 区振連は、前項による本規約の変更にあたっては、変更の効力発生日の 1 ヶ月(周知期間)前までに、変更内容および効力発生日を、本アプリおよび港区商店街連合会ホームページへ掲示するほか、必要がある場合にはその他適切な方法により告知します。

第 22 条（準拠法）

本規約の効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

第 23 条（合意管轄裁判所）

本規約に関して区振連と利用者の間で生じた紛議については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

令和 7 年 7 月 1 日制定

港区商店街振興組合連合会